

■下水道使用料（税込）

| 用 途 | | 基本料金（1月につき） | | 超過料金 (1m ³ につき) | |
|---------|-----|----------------------|--------|---|----------------------|
| | | 水量 | 料金 | | |
| 一般用 | 第1種 | 5m ³ まで | 712円 | | 167円 |
| | 第2種 | 7m ³ まで | 1,571円 | 8 ~ 20m ³ 21 ~ 50m ³ 51m ³ ~ | 246円 277円 324円 |
| 浴 場 用 | | 100m ³ まで | 2,304円 | | 32円 |
| ディスポーザー | | 1台につき523円 | | | |

※令和元年10月1日より前から使用されている方については、上記料金表の適用は令和元年11月分からとなります。

※使用料は計算後、10円未満の端数を切り捨てた金額となります。

※一般用第1種が福祉料金となり、次に該当される方は、届出をすると料金が軽減されます。印鑑を持参して手続きをして下さい。

- ・生活保護世帯
- ・母子・父子及び寡婦（夫）世帯（20歳未満の子どもや一定の障害のある子どもを扶養し、母親または父親の収入で生計を維持している世帯）で、市民税非課税世帯
- ・70歳以上の単身老人世帯、夫婦のいずれかが70歳以上の世帯または70歳以上の方が同居する親族を扶養している世帯のうち市民税非課税世帯
- ・重度身体障害者（1・2級の障害者手帳の交付を受けている方）の収入で生計を維持している市民税非課税世帯